

## 議案第10号

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。